

上山市告示第97号

令和8年度上山市創業支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

上山市長 山本幸靖

令和8年度上山市創業支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市において、創業しやすく働きやすい環境づくりを推進するとともに賑わい創出と地域の活性化を図ることを目的として、新たに創業する者に対し、創業に要する費用の一部について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和37年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「創業者」とは、事業を営んでいない個人が、市内において新たに個人事業主として事業を開始する者又は会社（株式会社、合同会社、合名会社及び合資会社をいう。以下同じ。）、企業組合、協業組合若しくは特定非営利活動法人の設立を行い、事業を開始する者をいう。ただし、既に市外で事業を営む者で、市内で初めて事業を開始する者も含む。

(補助対象者及び補助対象要件)

第3条 補助対象者は、別表第1に掲げるいずれかの業種の事業を主として行う創業者であつて、別表第2に掲げるすべての要件を満たすものとする。

(補助対象経費、補助率及び補助金額)

第4条 補助の対象となる経費、補助率及び補助金額は、別表第3のとおりとする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「補助金交付申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 位置図（補助事業実施場所を示したもの）
- (5) 見積書（事業者の押印のあるもの）、現況写真等
- (6) 住民票
- (7) 市税の未納がない証明書

(8) 法人の場合は、法人名義（片仮名名義及び口座番号が記載された箇所）の口座通帳の写し

(9) 個人事業者の場合は、官公所署が発行した顔写真付の本人確認書類及び申請者本人の口座通帳（片仮名名義及び口座番号が記載された箇所）の写し

(10) その他市長が必要と認めるもの

（事業の変更承認）

第6条 規則第9条第1項第2号に定める軽微な変更とは、事業期間の変更及び事業費の20パーセント以内の増減の変更をいう。

2 補助金交付申請者は、規則第9条第1項の規定により、市長の承認を受けようとするときは、事業計画変更等承認申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

（実績報告書）

第7条 補助金交付の決定を受けた補助金交付申請者（以下「補助金交付決定事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付し、補助事業の完了した後15日を経過した日又は令和9年4月10日のいずれか早い日まで市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書（様式第7号）

(2) 収支決算書（様式第3号）

(3) 商業登記簿謄本（原本）又は開業届の写し（提出日がわかるものも添付）若しくは市内ではじめて開業することを証する書類

(4) 営業に必要な許可証等がある場合はその写し

(5) 店舗又は事業所の写真、補助対象経費に設備費がある場合はその物品の写真

(6) 支払確認が可能な資料（銀行振込受領書、領収書等）の写し

(7) 広報費で、郵送や発送を計上する場合には送り先リスト

(8) その他市長が必要と認めるもの

2 補助金交付決定事業者は、事業を開始したときは、事業開始後15日を経過する日までに事業開始の日届出書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（現地調査等）

第8条 市長は、前条の補助事業実績報告書の提出があったときは、その内容について現地調査等必要な調査を行うことができる。

（補助金の交付）

第9条 市長は、第7条に定める実績報告書の提出があった場合には、適正であると認めるときは、補助金を交付するものとする。

（財産処分の制限）

第10条 規則第23条第2号に規定する市長が指定する財産は、取得価格が10万円以上の機械及び器具とし、同条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1によるものと

する。

- 2 補助金交付決定事業者は、取得財産等の処分を行う場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 3 市長は、当該取得財産等が第1項に定める期間を経過している場合を除き、補助金交付決定事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

(補助金の返還)

第11条 市長は、補助金交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条に掲げる要件を欠くこととなったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 事業開始の日から3年未満に事業を中止又は廃止したとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認められる事実があったとき。

(帳簿等の備付等)

第12条 補助金交付決定事業者は、補助事業に係る関係書類を当該補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

業種区分 (日本標準産業分類による)	C 鉱業、採石業、砂利採取業
	D 建設業
	E 製造業
	G 情報通信業
	H 運輸業、郵便業
	I 卸売業、小売業
	J 金融業、保険業のうち、小分類674保険媒介代理業、675保険サービス業
	K 不動産業、物品賃貸業
	M 宿泊業、飲食サービス業 (ただし、小分類766バー、キャバレー、ナイトクラブは除く。)
	N 生活関連サービス業、娯楽業 (ただし、細分類7999他に分類されないその他の生活関連サービス業、小分類803競輪・競馬等の競走場、競技団、細分類8064パチンコホール、細分類8094芸ぎ業、細分類8096娯楽に付帯するサービス業は除く。)
	O 教育、学習支援業のうち、中分類82その他の教育、学習支援業
	R サービス業 (他に分類されないもの) (ただし、細分類9299他に分類されないその他の事業サービス業、中分類93政治・経済・文化団体、中分類94宗教は除く。)
その他、上記に属するもののほか、特に市長が認めたもの	

※管理事務を主として行う事業は対象外

別表第 2 (第 3 条関係)

<p>補助要件</p>	<p>次の各号のすべてに該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に独立して事業を営むことができる当該店舗又は事業所にて創業すること。主たる事業として週 4 日以上営業し、営業時間が 1 日 4 時間以上であること。</p> <p>(2) 当該店舗又は事業所の所在する商店街団体等の構成員として承認を受け、その活動に参加すること。ただし、商店街団体等が組織されていない区域にあっては、上山市商工会に加入すること。</p> <p>(3) 第 5 条の交付申請を行う前に事業計画書 (様式第 2 号) 及び収支予算書 (様式第 3 号) に関し、上山市商工会の経営指導を受け承認を得るとともに、開店後 1 年間は毎月経営指導を受けること。</p> <p>(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和 23 年法律第 122 号) 第 2 条に規定する営業でないこと。</p> <p>(5) フランチャイズ加盟小売店又は大規模小売店舗立地法 (平成 10 年法律第 91 号) に規定する大規模小売店舗でないこと。</p> <p>(6) 市税等の滞納がないこと。</p> <p>(7) 開業後 3 年以上事業を継続すること。</p>
-------------	---

別表第 3 (第 4 条関係)

<p>1 補助対象経費</p>	<p>補助事業の実施期間内において発生し、補助事業を行うために必要な経費であり、次の各号のいずれかに該当すること。 ただし、国、県、市その他の団体等の同様の補助金の対象となっている経費は除く。</p> <p>(1) 創業に必要な官公庁への申請書類作成等にかかる経費 開業、法人設立に伴い司法書士・行政書士等に支払う申請資料作成費、定款認証料その他官公署へ対する各種許認可申請手数料に係る費用</p>
-----------------	---

	<p>(2) 設備費 10万円以上の機械装置・器具・備品に係る費用。ただし、汎用性が高く、使用目的が補助事業の遂行に必要なものと特定できない物（パソコン、カメラ等）の調達費用、車両（キッチンカー等は除く。）購入費は除く。</p> <p>(3) 保険料 店舗・事務所の開設に伴う火災保険料、地震保険料及び賠償責任保険に係る費用</p> <p>(4) 広報費 ホームページ開設費、ECサイト開設費、看板に係る費用、販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット等印刷費、ダイレクトメールの郵送料・メール便などの実費に係る費用</p>	
2 補助金額	創業場所	補助金の額
	都市機能誘導区域内	補助対象経費の2分の1以下の額又は50万円のいずれか低い額
	都市機能誘導区域外	補助対象経費の2分の1以下の額又は30万円のいずれか低い額